

＜ ひまわり定期積金 ＞商品概要説明書（１）

平成24年7月10日現在

1. 商品名	● ひまわり定期積金
2. 販売対象	● 当金庫で年金をお受け取りの方 (厚生年金、国民年金、各種共済年金、各種年金基金)
3. 期間	● 1年以上5年以下
4. 預入	
払込方法	● 年金受給月に掛金の払込ができます。 ● 年金振込指定口座より自動引落しさせていただきます。
払込金額	● 10,000円以上
払込単位	● 1,000円単位
5. 払戻方法	● 満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息 (給付補填金)	
適用金利 (利回り)	● 固定金利 契約時のスーパー積金店頭表示の利率「年利回り」に0.1%上乗せした利率を満期日まで適用します。
給付補填金の支払方法	● 給付補填金は満期日以後に一括して支払いします。
計算方法	● 給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	● 個人の給付補填金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。) ● 法人は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	_____
10. 中途解約時の 取扱い	● 満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、 この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
11. 金利情報の 入手方法	● 金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0120-58-3311)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、埼玉弁護士会(電話：048-710-5666)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)もしくは、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

< ひまわり定期積金 > 商品概要説明書（２）

平成24年7月10日現在

13. その他参考 となる事項	● 払込が遅延したには、場合は満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、又は約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ● 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ● 総合口座のお取扱いはいたしません。 ● この預金は「定期積金(スーパー積金)規定」によりお取扱いします。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
--------------------	---